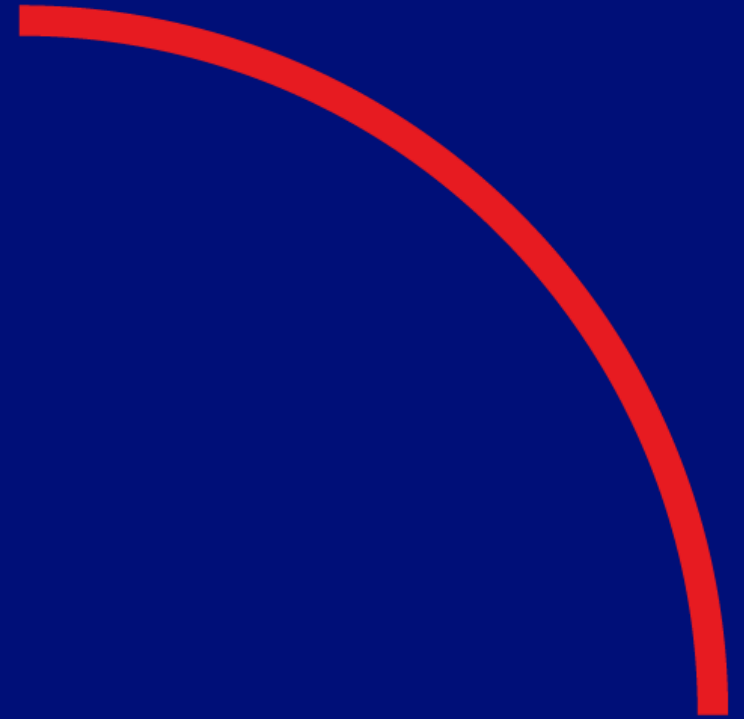



# 10\_別府市 | こどもデータ連携実証事業の実施及び検証



## 実証の背景・目的

### ▼自治体の概要

\*総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせて判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局  
\*保有・管理主体：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局  
\*分析主体：データを分析して総括管理主体が困難な状況にある子どもを把握するための判定アルゴリズム等を作成する者  
\*活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやブッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

自治体名	別府市（大分県）	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	112,008人（2024.8時点）		総括管理主体	保有・管理主体	分析主体	活用主体
担当部局名	こども部 子育て支援課		（市内） ・子育て支援課	（市内） ・ひと・くらし支援課・子育て支援課・こども家庭課・健康推進課・市民課等 （市外） ・NTT テクノクロス	（市外） ・Data for Social Transformation（半熟仮想）	（市内） ・学校教育課 （市外） ・市内小中学校・教育相談センター ・こども家庭センター等

### ▼本事業の実施概要

背景、目的	<p><b>背景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもたちが自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、切れ目なく子どもの状況を把握・サポートし、すべての子どもの健やかな成長やウェルビーイングの推進につながる環境づくりを推進するための体制強化に取り組んでいる。</li> </ul> <p><b>目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>潜在的に支援が必要な子どもに対して問題が発生する前の段階（事前領域）で効果的な支援につなげる。</li> </ul>
-------	---

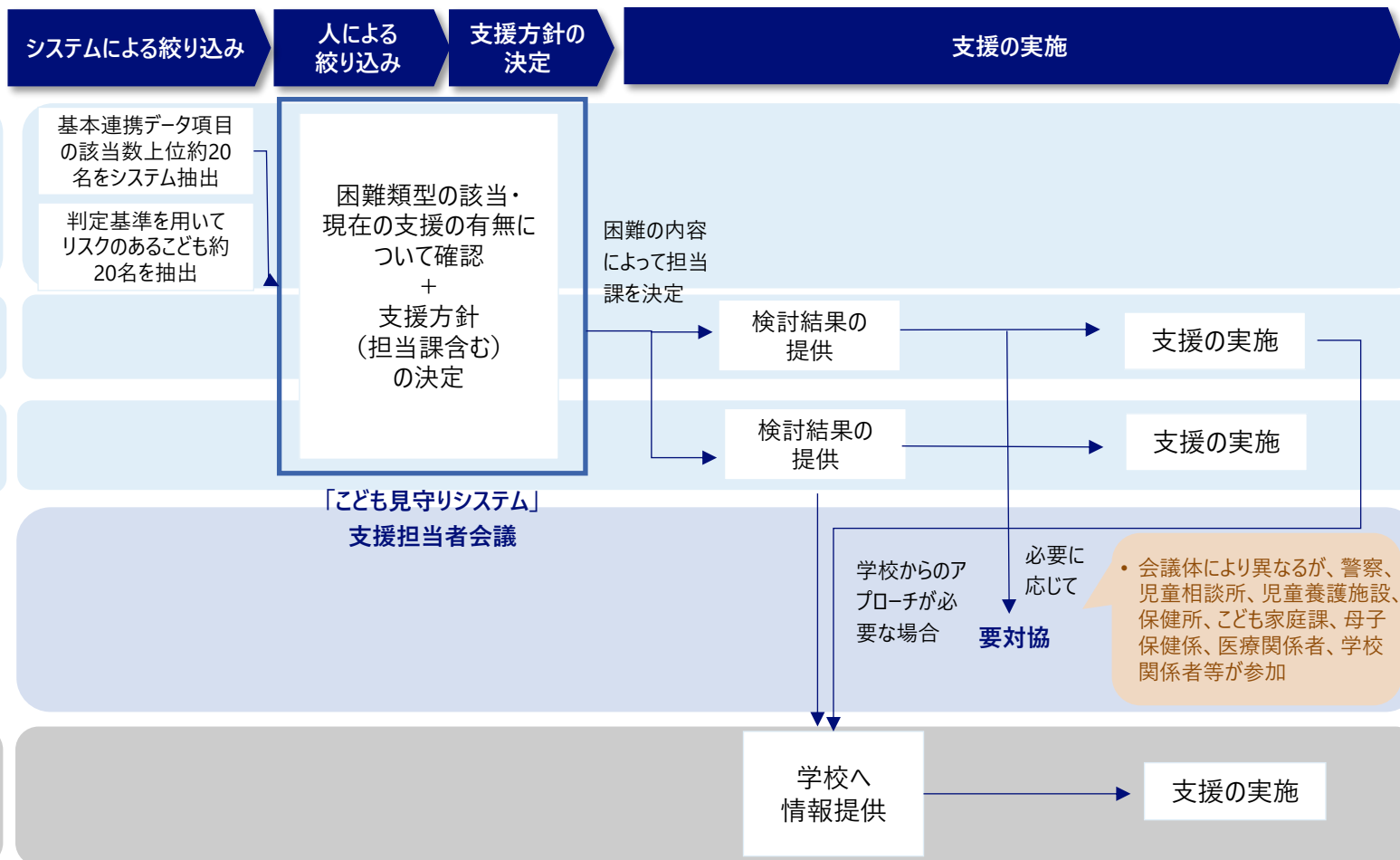
困難の類型	不登校、貧困
-------	--------

本年度の取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市は過年度までに「こども見守りシステム」事業として判定機能を有したシステムを整備しており、同事業に伴いデータ収集も実施していた。</li> <li>本年度は過年度から既に収集していたデータ項目に加え、未収集かつ取得可能な基本連携データ項目を選定し新たなデータ項目として収集を行った。</li> <li>本年度の取組としては、①市独自の判定ロジックをもとに約20名を抽出、②別府市として利用可能な基本連携データ項目の該当数上位約20名を抽出、の2つの手法で判定を行い、人による絞り込みを踏まえて支援に繋がった。</li> <li>判定された子どもについて子育て支援課が整理し、関係機関で把握している近況を集約したうえで、<b>子育て支援課・こども家庭課・学校教育課で構成される「支援担当者会議」にて困難の類型、支援の要否、支援内容、支援アプローチを協議した結果、うち10名に対して学校への支援を提案</b>することとなった。</li> <li>学校へ上記10名に対しての支援を提案した結果、5名は見守り支援のみの実施に留まったが、<b>5名に対しては見守り以外の追加支援を実施</b>することができた。</li> <li>支援効果としては「<b>個別面談を実施し、本人や保護者の意向を聞き取ることができたこと</b>」「<b>新たにSSW、SCへの接続ができたこと</b>」「<b>進学に向けた経済的援助制度の紹介ができたこと</b>」などがあげられる。</li> <li>また全体として、<b>収集したデータを利用することで新たな視点、切り口での支援を再検討</b>することができた。</li> <li>他方で、今後に向けては、事業を継続する上での個人情報の取扱いに関する整理、事業の効果測定、判定ロジックの精度向上という点について、検討を行っていく必要がある。</li> </ul>
----------	--

## こどもデータ連携による、支援業務プロセスの概要

- 基本連携データ項目の該当項目数上位約20名に加え、別府市独自の判定ロジックで抽出した約20名の、約40名について人による絞り込み・支援方針の検討を行った。（それぞれの方法で抽出した結果、重複も発生した）
- 抽出したこどもについては、『「こども見守りシステム」支援担当者会議』にて、各課の持つ情報を踏まえ困難の種類の整理・支援方針や支援の担当課の決定を行った。
- 困難の種類・状況により、こども家庭センター・教育相談センター・学校等に検討結果を提供し、支援に繋がった。

### データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組についての、本年度事業での実施フロー



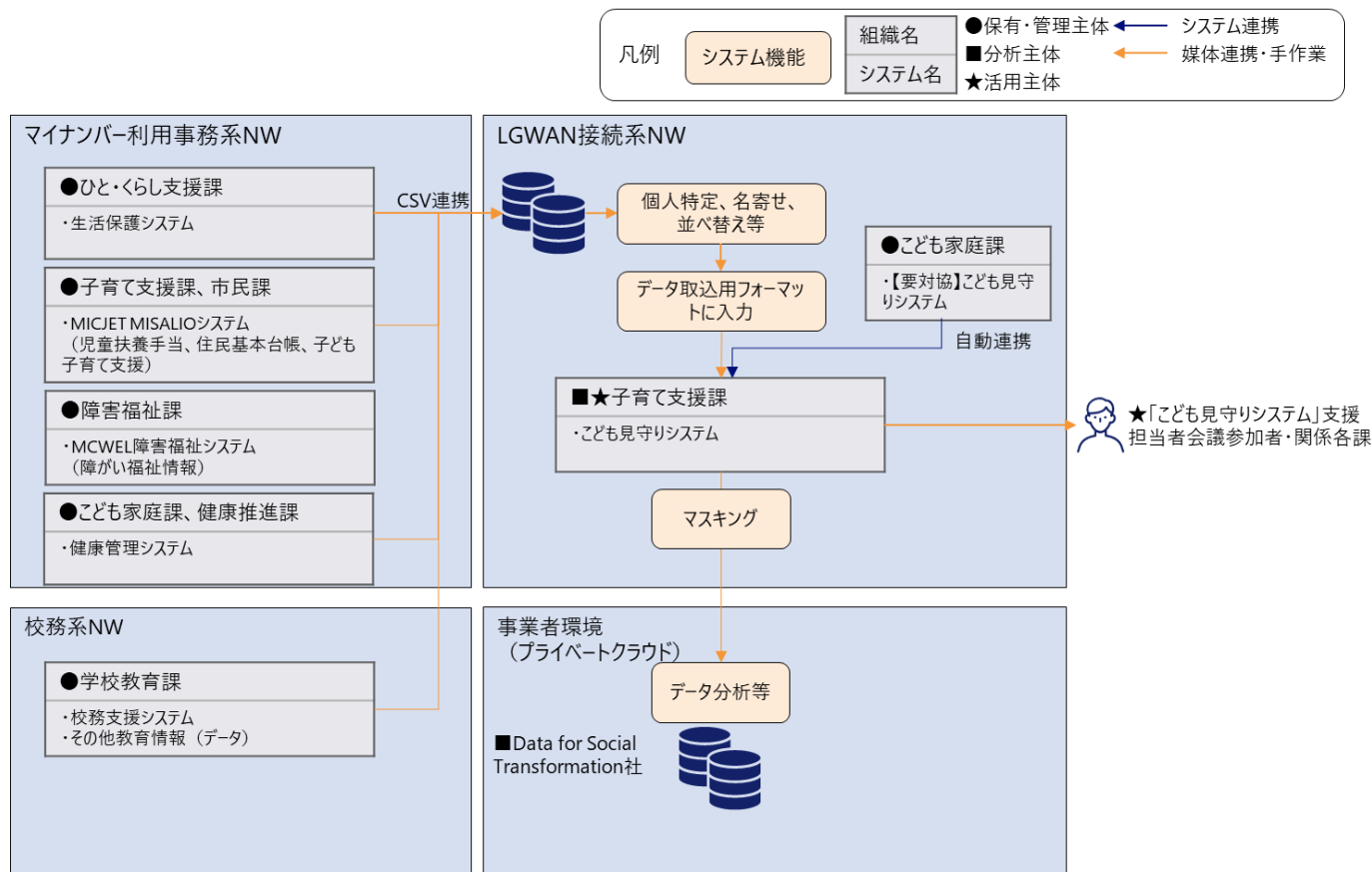
## こどもデータ連携の仕組みの構築

- 利用するデータ項目は、こどものウェルビーイング推進に繋がる重点政策目的である「貧困」「不登校」に関する情報として、実証事業ガイドライン等を参考とし、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象とした。

### システムに連携したデータ項目

No	システムに連携したデータ項目 (1～7を判定ロジックで使用。以降は人によるアセスメントで使用)	基本連携 データ項目※
1	生活保護情報	○
2	児童扶養手当情報	○
3	就学援助情報	
4	要保護児童対策地域協議会情報	○
5	学力調査情報	
6	体力調査情報	
7	学校欠席情報	○
8	集団・個別健康診査情報	○
9	予防接種情報	
10	住民基本台帳情報	
11	認可保育所・幼稚園・認定こども園利用情報	
12	教育相談情報	
13	要日本語指導外国人受入情報	
14	障害者手帳情報	○
15	障害児支援受給者情報	○
16	学校所属情報	
17	学校歯科健診情報	
18	学校健診情報	
19	学校出席遅刻情報	○

### 本年度実証に係るシステム構成



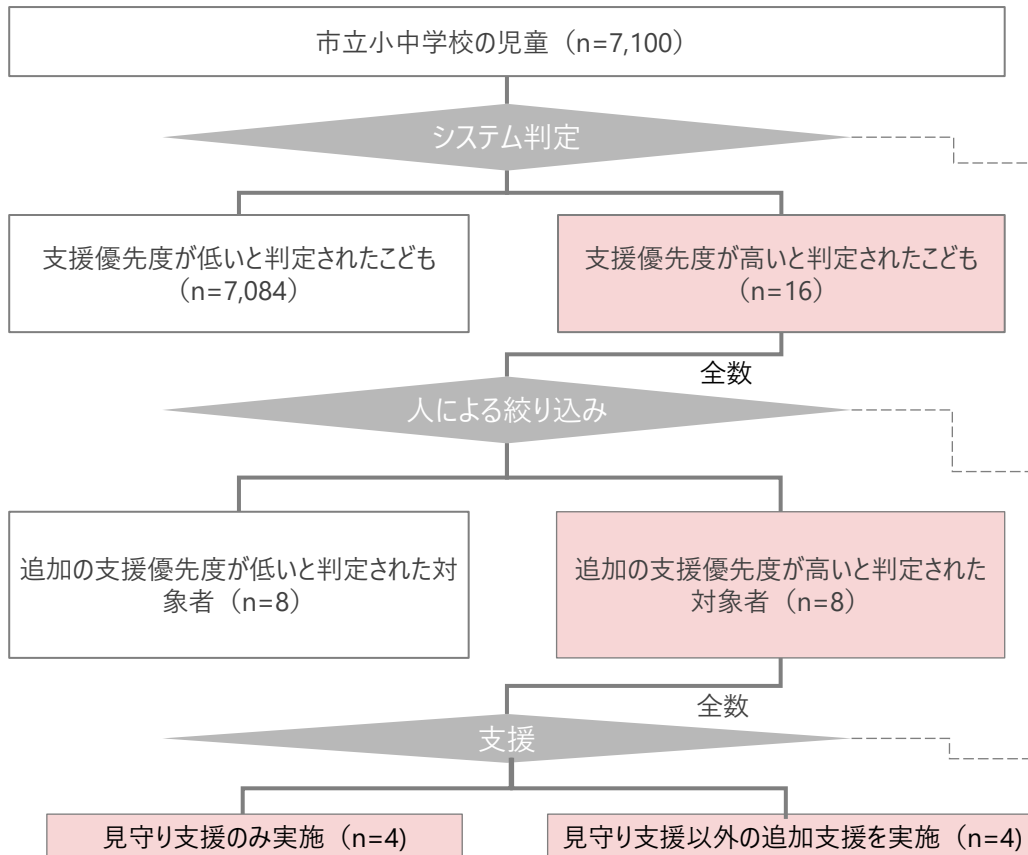
※昨年度の実証事業により関連があると認められたデータ項目である  
虫歯の数、母親の喫煙（妊産婦検診時アンケート等）含む

## 判定から絞り込みの変遷（①判定ロジックによる抽出）

- 判定ロジックによる抽出後、4項目（詳細下記）の絞り込みを行った結果、**16名のこどもが抽出**された。
- 上記16名について、支援担当者会議にて**困難の種類、支援の要否、支援内容、支援アプローチ**を検討した。結果、うち8名のこどもに対して学校へ支援方針等を説明し、**①2か月程度の期間で該当児童を見守ること、②見守り期間中に必要に応じて本人への声掛けや支援への接続を行うこと、③現場判断で追加支援が必要ないと判断した場合は、その理由とともに報告すること、を依頼した。**
- 学校では**8名に対して見守り支援を実施し、うち4名に対しては現場判断にて見守り以外の追加支援を実施した。**

※当ページに記載している人数は、次ページ「②基本連携データ項目による抽出」との重複者を含む延べ人数で記載

### 絞り込みの変遷（①判定ロジックによる抽出）



#### システム判定の考え方



- ✓ 他自治体を参考に設計した**判定ロジック**を用いて**リスク判定**を実施した。
- ✓ ①物的資源の欠如、②ヒューマンキャピタルの欠如、③ソーシャルキャピタルの欠如の項目を基準とし、①②③の3つの各項目の小分類、中分類の判定結果を基に大分類判定を行い、大分類の判定結果からA（リスク高）～C（リスク低）、リスクなしの4つに分類を行った。（次々頁「判定ロジック」参照）
- ✓ 判定ロジックによる判定に加えて「小中学生に該当」「要対協登録なし」「生活保護に該当」「月7日以上欠席」の4項目で絞り込みを行った。

#### 絞り込みの考え方



- ✓ 判定されたこどもについて子育て支援課が整理し、関係機関で把握している近況を集約したうえで、子育て支援課・こども家庭課・学校教育課で構成される「**支援担当者会議**」にて**困難の種類、支援の要否、支援内容、支援アプローチ**を協議した。

#### 実証で実施した対応例



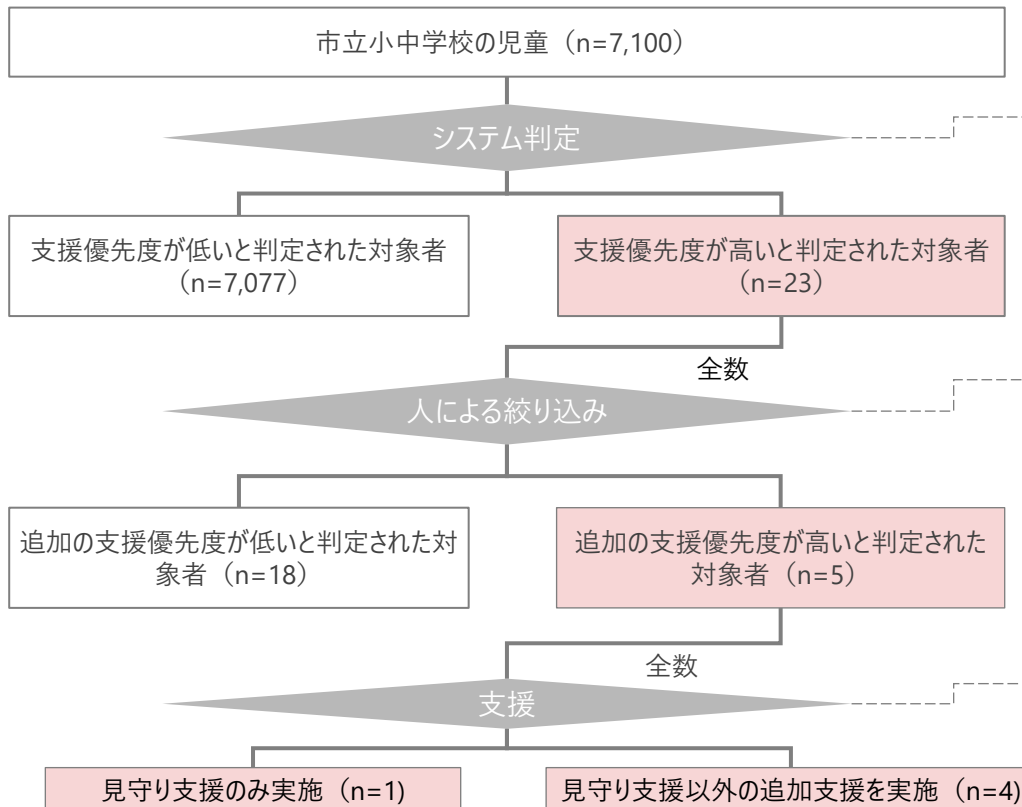
- ✓ 学校へ支援担当者会議の結果を提供し、現在の学校での様子等から現場判断にて見守り支援や、追加支援を実施した。
- ✓ 本実証では、**教員からの声かけ、個別面談の実施、支援団体への接続**といった見守り以外の追加支援を実施した。
- ✓ 結果として、**本人や保護者の意向確認、SSWやSCとの新たな接続、進学に向けた経済的援助制度の紹介**等の効果が見られた。

## 判定から絞り込みの変遷（②基本連携データ項目による抽出）

- 基本連携データ項目による抽出では、別府市が連携している基本連携データ項目10項目のうち、8項目以上該当したこともおよび7項目該当したことのうち、不登校傾向（月に7日以上欠席が半年に一回以上あるか）と生活保護受給有の該当者を抽出した結果、**23名が該当した**。
- 上記23名について、支援担当者会議にて**困難の種類、支援の要否、支援内容、支援アプローチ**を検討した。結果、うち5名のこどもに対して学校へ支援方針等を説明し、**①2か月程度の期間で該当児童を見守ること、②見守り期間中に必要に応じて本人への声掛けや支援への接続を行うこと、③現場判断で追加支援が必要ないと判断した場合は、その理由とともに報告すること、を依頼した**。
- 学校では5名に対して見守り支援を実施し、**うち4名に対しては現場判断にて見守り以外の追加支援を実施した**。

※当ページに記載している人数は、前ページ「①判定ロジックによる抽出」との重複者を含む延べ人数で記載

## 絞り込みの変遷（②基本連携データ項目による抽出）



### システム判定の考え方



- ✓ 別府市が連携している基本連携データ項目10項目のうち、8項目以上該当したこともおよび7項目該当したことのうち、不登校傾向（月に7日以上欠席が半年に一回以上あるか）と生活保護受給有の該当者を抽出した。

### 絞り込みの考え方



- ✓ 判定されたこどもについて子育て支援課が整理し、関係機関で把握している近況を集約したうえで、子育て支援課・こども家庭課・学校教育課で構成される「支援担当者会議」にて**困難の種類、支援の要否、支援内容、支援アプローチ**を協議した。

### 実証で実施した対応例



- ✓ 学校へ支援担当者会議の結果を提供し、現在の学校での様子等から現場判断にて見守り支援や、追加支援を実施した。
- ✓ 本実証では、**教員からの声かけ、個別面談の実施、支援団体への接続**といった**見守り以外の追加支援を実施した**。
- ✓ 結果として、**本人や保護者の意向確認、SSWやSCとの新たな接続、進学に向けた経済的援助制度の紹介**等の効果が見られた。

# 判定ロジック

- 見守り判定は①②③の3つの各項目の小分類、中分類の判定結果を基に大分類判定を行った後、大分類の判定結果から見守り判定を実施する。
- 判定ロジックは、分析主体（外部事業者）等によるシステムの効果検証（判定ロジック、傾向分析等）を実施することにより、必要に応じて適時変更を行い、精度の向上を図っていく。

## 【step1 小分類判定→大分類判定】

大分類	中分類	小分類	小分類判定
①物的資源等	経済状況	生活保護	a
		児童扶養手当	b
		就学援助	b
	経済状況 中分類判定	小分類判定を中分類判定とする。ただし、小分類判定に複数該当する場合、上位の判定を中分類判定とする。	
養育力	要保護児童	要支援児童等、措置児童、支援対象=a	
		小分類判定を中分類判定とする。	
①物的資源 大分類判定	下記のとおり大分類判定とする。(経済状況中分類+養育力中分類) $a+a=a, b+a=a$ 但し、いずれかの中分類判定が無い場合は、一方の中分類判定を大分類判定とする。		
②ヒューマンキャピタル	学力	全教科平均偏差値	30未満=a 30以上40未満=b 40以上45未満=c
		全教科平均偏差値の対前年変化量	▲10未満=a ▲10以上▲5未満=b ▲5以上0未満=c
	学力 中分類判定	小分類判定を下記のように組み合わせ中分類判定とする。 $a+a=a, a+b=a, a+c=a, b+b=b, b+c=b, c+c=b$ 但し、いずれかの小分類判定が無い場合は、一方の小分類判定を中分類判定とする。	
	健康・体力	体力調査 全カテゴリーの総合評価	1=a 2=b
		体力調査 全カテゴリーの総合評価の対前年変化量	▲4以上▲2未満=a ▲2=b
健康・体力 中分類判定	小分類判定を下記のように組み合わせ中分類判定とする。 $a+a=a, a+b=a, b+b=a$ 但し、いずれかの小分類判定が無い場合は、一方の小分類判定を中分類判定とする。		
②ヒューマンキャピタル 大分類判定	下記のとおり大分類判定とする。(学力中分類+健康・体力中分類) $a+a=a, a+b=a, b+a=a, b+b=b, c+a=a, c+b=b$ ただし、いずれかの中分類判定がない場合は一方の中分類判定を大分類判定とする。		
③ソーシャルキャピタル	学校関係	欠席(不登校)状況	直近半年の7日以上欠席月数 3月以上=a, 2月=b 1月=c ※ただし、半年分の欠席日数が30日を超える場合はa判定とする。
	学校関係 中分類判定	欠席(不登校)状況の小分類判定を中分類判定とする。	
③ソーシャルキャピタル 大分類判定	学校関係の中分類判定を大分類判定とする。		

## 【step2 大分類判定→見守り判定】

下記の基準に沿って判定を実施する。

### 【①に判定が付いていることも】

- ・①②③のいずれかにaがある場合、見守り判定はA
- ・いずれにもaが無い場合、見守り判定は①=③>②の順位優劣により決定する。
- ・より上位優劣にbがあれば見守り判定はB
- ・より上位優劣にcがあれば見守り判定はC
- ・いずれもcの場合、見守り判定は判定対象外
- ・例外として①のみ判定が付き、かつ①がbの場合、見守り判定は判定対象外

### 【③に判定が付き、①の判定が付いていないことも】

- ・②③のいずれかにaがある場合、見守り判定はA
- ・いずれにもaがない場合、見守り判定は③>②の順位優劣により決定する。
- ・より上位優劣にbがあれば見守り判定はB
- ・より上位優劣にcがあれば見守り判定はC
- ・いずれもcの場合、見守り判定は判定対象外

## 関連性のあるデータ項目

- 「貧困」について、Boruta<sup>※1</sup>と決定木分析<sup>※2</sup>による分析の結果、「DVフラグ」「現年度年齢」「物的資源等」「要保護児童登録有無」との関連性があるとの分析結果となった。
- 「不登校」について、Borutaと決定木分析による分析の結果、「見守り判定結果」「就学援助受給有無」「全教科平均偏差値」との関連性があるとの分析結果となった。
- 本分析は半年先に当該困難の類型に該当するか否かを予測する際に有用であると思われるデータ項目を示したものであるが、当市データのみの分析結果ゆえ「該当対象児童の少なさ」「データ蓄積年数の少なさ」などが否めない。そのため、下記の他にも有用な項目が存在する可能性が十分あることに注意されたい。

### 「貧困」と関連性のあるデータ項目の分析結果

関連性のあるデータ項目	基本連携データ項目	詳細（基準/閾値）	関連性が高いと判断した理由
DVフラグ		DV等支援措置を受けている人	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当する子どもを1、そうでない子どもを0）を作成し、Borutaと決定木分析を実施し抽出されたため。</li> </ul>
現年度年齢		現年度年齢が2歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当する子どもを1、そうでない子どもを0）を作成し、Borutaと決定木分析を実施し抽出されたため。</li> </ul>
大分類(物的資源等) = b	○	児童扶養手当の受給有無 就学援助受給の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当する子どもを1、そうでない子どもを0）を作成し、Borutaと決定木分析を実施し抽出されたため。</li> </ul>
要保護児童	○	現在要保護児童と登録されているかどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当する子どもを1、そうでない子どもを0）を作成し、Borutaと決定木分析を実施し抽出されたため。</li> </ul>

### 「不登校」と関連性のあるデータ項目の分析結果

関連性のあるデータ項目	基本連携データ項目	詳細（基準/閾値）	関連性が高いと判断した理由
見守り判定結果		判定ロジックでC判定以上と判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当する子どもを1、そうでない子どもを0）を作成し、Borutaと決定木分析を実施し抽出されたため。</li> </ul>
就学援助受給		就学援助を受給しているかどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当する子どもを1、そうでない子どもを0）を作成し、Borutaと決定木分析を実施し抽出されたため。</li> </ul>
全教科平均偏差値		偏差値45未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去データから貧困に関する目的変数（半年後に貧困に該当する子どもを1、そうでない子どもを0）を作成し、Borutaと決定木分析を実施し抽出されたため。</li> </ul>



## 支援の実施状況

- 支援対象となった子ども計10名について、子育て支援課と学校教育課の担当者が学校を訪問し、事業概要説明及び支援方針等を説明した。
- 下記の内容で学校へ支援を提案し、対応後に結果報告書の提出を受けた。
  - 2か月程度の期間で対象子どもを見守ること。
  - 見守りの期間中に必要があれば「本人への声かけ」や「適切な主体（SSW・教育相談センター等）への接続」を実施すること。
  - 現場判断で追加支援は必要ないと判断した場合はその理由と共に報告すること。

### 今年度、支援した子ども・家庭や支援優先度が高いと判定された対象者への支援内容・成果（※代表的なケースを記載）

	ケース1（見守りのみ）	ケース2（見守り→追加支援）	ケース3（見守り→追加支援）
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>起立性調節障害があり、一時欠席日数が増加した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初は「病気」で欠席することが多かったが次第に行き渋りへと変化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2週間に1回程度SCによるカウンセリングを実施しているが、それ以外での登校はほとんどない。</li> </ul>
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診にて落ち着き、学校での様子も特段問題が無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人との面談では困りは特にないとのことであった。</li> <li>保護者面談では保護者自身が抱える日常的なストレス等の状況についても把握できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試に向けて少し前向きな気持ちになっている様子が確認できた。</li> </ul>
支援内容・状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り</li> <li>本人、保護者と個別面談</li> <li>登校支援ルームの見学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り</li> <li>高校入試に関する個別支援</li> <li>教育支援金の案内</li> </ul>
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校支援ルームの利用意向は聞くことができなかったものの、見学をしたことで前向きな変化がみられた。</li> <li>本人の登校について、保護者の意向を改めて確認することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の前向きな気持ちが確認できたため、進学に向けた個別支援とSCによる支援を継続して実施する予定。進学が決定した際は高校のSCとの繋ぎを行う予定。</li> </ul>
子どもデータ連携による効果／示唆・気づき	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ上では支援の実施が必要であると思われた子どもも、現場意見では問題がないと報告された例が複数存在した。</li> <li>データのみで本人の状態を完全に把握することはできないため、現場職員の意見等も考慮した支援を検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以前から見守りをしていた子どもであったが、今回の事業をきっかけに、改めて本人・保護者の様子や意向を把握することができた。</li> <li>当事業は、「支援のきっかけづくり」にも資する取組であることが確認ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当ケースでは本人への支援について今後の見通しを立てることができた。</li> <li>1度の支援で問題が解決することはほとんど無いことが想定されるため、「いかに支援を継続していくか」を検討していくことも重要である。</li> </ul>

# 本年度事業を踏まえての課題や工夫、効果等

No	フェーズ	実施・取組上の課題	課題に対する対応策（工夫）	効果・成果
1	データを扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの収集や、支援の提供等には教育委員会との連携が不可欠であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係する各課にデータ収集依頼を行う前に、個人情報の取扱いについて検討する必要があるため、先んじて対応を検討した。</li> <li>市長事務局・教育委員会それぞれの事務分掌規則に分掌事務として「こども見守りシステムに関すること」と明記した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズに事業への協力を得ることができた。</li> </ul>
2	利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>むやみにデータを収集することはできないので、利用するデータ項目は慎重に議論する必要がある。</li> <li>税（所得）情報についての利用を検討したが、地方税法の規定により利用することができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難類型（貧困・不登校）に関連のある情報を集めるべく、内部での協議を重ねた。</li> <li>税（所得）情報が利用できなかったため、経済状況の把握には生活保護情報、児童扶養手当情報、就学援助情報を利用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点政策目的である「貧困」「不登校」に関する情報として、「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」や、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」等を参考とし、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象として選定した。</li> <li>そのほか、基本連携データ項目を複数項目追加した。</li> </ul>
3	個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法の解釈が各自治体判断となっているため、個人情報の取扱いについて、法的整理が必要だった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインを作成した。（R6.8完了）</li> <li>個人情報ファイル簿を作成した。（R6.9完了）</li> <li>事業開始前に法務担当課と協議を重ね、市としての取組方針を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズに事業への協力を得ることができた。</li> </ul>
4	こどもデータ連携の仕組みの構築（判定基準の検討、システムの企画・構築）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市独自でシステムの企画・開発を実施したため、時間や費用等が膨大になった</li> <li>自動連携で随時データを更新することが理想的であったが「各課で取り扱うシステムが多岐に渡ること」「今後全国自治体で実施するシステムの標準化の見通しが立っていなかったこと」等の理由で自動連携は実装できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手動での取り込みを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
5	データの準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会のデータ整理（収集・名寄せ）作業にかなりの時間を要した。宛名番号を振っていない、学校しか持っていない（教育委員会が保持していない）・形式がそろっていない（Excelのままなど）等の理由で工数が必要だった</li> <li>現在の校務支援システムはデータの出力形式がデータの種別によって異なり、一括データ出力ができない。また、県下で一斉に取り入れているシステムのため、市単独で改築を実施することが困難だった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>

## 本年度事業を踏まえての課題や工夫、効果等

No	フェーズ	実施・取組上の課題	課題に対する対応策（工夫）	効果・成果
6	システムによる判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>判定ロジックによる判定でA判定（リスク高）となったこどもの数が多かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A判定となった児童を、更に困難の類型に関連すると思われる項目で絞り込みを行った。</li> <li>具体的には、不登校傾向（月に7日以上欠席が半年に一回以上あるか）と生活保護受給有の該当者を抽出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント可能な人数まで絞り込むことができた。</li> </ul>
7	人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
8	データ連携により把握したこども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の実施のためには事前に収集したデータでは対応が不十分であり、追加の聞き取りが必要だった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者に対する詳細な聞き取りを行った。</li> <li><u>聞き取りには対象者と支援者の関係構築が必要となること多いことから、既存の支援者（関係機関）と繋がりのないこどもを特に注視した。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二</li> </ul>

## 本年度事業を踏まえての考察・まとめ

No	フェーズ	示唆、気付き	次年度以降に取り組む際の留意事項、 全国地方公共団体へのメッセージ
1	データを扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもデータ連携事業においては、市長事務局と教育委員会の密接な連携が必要不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同で行う事業であるということを互いに認識したうえで、<b>部局間を超えた市全体での体制を整えていくことが重要</b>である。</li> </ul>
2	利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難の種類との関連性が高いと思われるため、税（所得）情報についての利用を検討したが、地方税法の規定により利用できなかった。（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税（所得）情報については、家庭の経済的な状況と困難の種類には強い相関性があるという研究が複数ある。また、<b>今回利用したデータは経済的支援を受けている一部の家庭の情報になるため、経済的支援が必要であるが、支援が行き届いていない家庭へのプッシュ型支援が困難</b>である。今後、税（所得）情報が利用できるような法改正等を望む。</li> </ul>
3	個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するにあたり法的整理、必要手続き等を確認し、データ収集前に整理するとともに関係各課及び住民等へ周知する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用する情報はセンシティブな情報であり、取扱いは慎重に行う必要がある。</li> <li><b>人事異動等で関係者が変更となった場合においても、個人情報の適切な取扱いを遵守できるように留意していく必要がある。</b></li> </ul>
4	子どもデータ連携の仕組みの構築（判定基準の検討、システムの企画・構築）	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り最新の情報を利用することが分析精度の向上や有効な支援へ繋がっていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発費・工数が膨大になったが、子どもデータ連携事業に適したソフトウェア（BIツール等）が導入できれば、新規参加がスムーズである。</li> <li>手動でのデータの取り込みには時間もかかり、データの更新回数にも限界があることから、データの自動連携も今後検討していきたい。</li> </ul>
5	データの準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－</li> </ul>
6	システムによる判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの効果検証として、分析主体を活用した判定ロジック及び収集データ項目の検証、見守り判定対象のこどもの傾向分析を行った。次年度に分析結果を反映した判定ロジックを実装する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前領域で困難の種類を予測する判定ロジックについては確立されたものが無いため、今後の修正等に備え、<b>可変性を持たせたシステム性能とすることが望ましい。</b></li> </ul>
7	人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援担当者会議にSSWや要対協職員等を含めることにより、円滑に支援方針を決定することができた。</li> <li>見守りが必要と判定されたこどもについてこども家庭センターや小中学校、教育相談センターで把握している近況情報と収集データを一元化したアセスメントシートを作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人によるアセスメントについては時間と労力がかかる。支援回数を増やすためにも<b>アセスメント要員の配置は十分に確保</b>されたい。</li> <li>支援方針を決定する際に、収集データに加え、<b>関係機関が保持する近況情報を取得することが支援方針を決定する際に有効</b>であった。</li> </ul>
8	データ連携により把握したこども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校での業務負担増にならないように、学校で見守りの結果、支援が必要と判断した場合に、SSW等関係機関へ繋ぐことを主に提案した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援には専門的な知見が必要であり教育と福祉との連携強化が不可欠である。学校教員の負担軽減を図るためにも、<b>支援者の確保</b>が今後の課題となる。</li> <li>スティグマを発生させないために、<b>各学校へどこまでの情報を提供するかは十分留意</b>する必要がある。</li> </ul>